

保福介第6107号  
平成27年12月28日

地域包括支援センター 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

居宅介護支援の特定事業所集中減算の適用における地域支援個別会議の  
活用について（依頼）

日頃より、本市の介護保険制度の運営について御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般発出されました平成27年度介護報酬改定において、居宅介護支援の特定事業所集中減算の適用要件が見直されました。特定事業所集中減算は、指定居宅介護支援事業所が作成する居宅サービス計画において、「正当な理由」なく特定の事業者へサービスが偏っている場合に適用されます。減算適用除外となる「正当な理由」の1つに、地域包括支援センター主催の「地域ケア会議等」で支援内容について意見・助言を受けた場合が示されました。

これを受けて、本市では、「指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行われなければならない」との居宅介護支援の基本方針に従ってサービスが提供されるよう意見・助言いただく場として、「地域ケア会議等」に地域支援個別会議を位置付け、別添のとおり市内指定居宅介護支援事業所宛に通知したところです。

つきましては、管轄の指定居宅介護支援事業所より地域支援個別会議の開催を依頼された場合、介護従事者・医療従事者・地域住民等を招集しての開催、居宅サービス計画の支援内容について意見・助言、議事録の作成をしていただくとともに、当該指定居宅介護支援事業所作成の「(参考様式2) 特定事業所集中減算に係る意見・助言についての調書」を確認し、署名・捺印いただきますようお願いいたします。

なお、地域支援個別会議は、意見・助言を行う場で、減算適用を判定する場ではないことを申し添えます。

問合せ先

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課  
事業者係 築館・笠崎・福島

電 話 048-829-1265